

石川県犯罪被害者等支援推進計画（案）に対する パブリックコメントの結果について

1 募集期間 令和4年3月1日(火)～3月21日(月)

2 寄せられた件数 16件

I はじめに

番号	意見内容（要旨）	意見に対する考え方
1 計画策定の趣旨（2件）		
1	「1 計画策定の趣旨」 計画立案の趣旨がよくわからないので、背景も含め、説明してほしい。	「Iはじめに」に計画の策定の経緯や趣旨等についての説明を追記しました。
2	「2 計画の位置付け」 計画は、条例だけでなく、犯罪被害者等基本法に基づくことを記載すべき。 また、条例の初出の箇所は正式名称で記載してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、犯罪被害者等基本法に基づくことを記載するとともに、県条例について初出の箇所は正式名称で記載しました。
2 計画の位置付け（1件）		
1	「2 計画の位置付け」 この計画が石川県として初めての計画であればその旨を明記してほしい。	「Iはじめに」に本計画が初回の計画であることがわかるように記載しました。

II 犯罪被害者等の現状

番号	意見内容（要旨）	意見に対する考え方
1 石川県における事件・事故等の状況（1件）		
1	このまま読むと、事件・事故の件数はグラフに上げられたものだけに誤解を招きがち。 関係機関の担当者すべてが正しい認識を共有するため、 (1) 数字で挙げた中には、警察等に訴え・相談していないものは含まれていないこと、 (2) 配偶者等からの暴力や、性暴力、児童虐待は警察等に訴え・相談していない暗数が多数に上ること、 (3) これまでの調査研究等から警察等に訴え・相談する割合（おおよその予測・推定値でも） について、コンパクトに説明してほしい。	(1)について 刑法犯「認知」件数、交通事故「発生」件数と明示してあります。 (2)(3)について 「2 犯罪被害者等の置かれている状況」において、性犯罪・性暴力や児童虐待等については、潜在化しやすい事案であること等の説明を追記しました。

Ⅲ 基本的な考え方

番号	意見内容（要旨）	意見に対する考え方
1 基本方針（1件）		
1	<p>「1 基本方針」</p> <p>条例第2条の「2 犯罪被害人等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。」における、「家族や遺族」に、同性パートナーも含まれることを明記してほしい。</p>	<p>犯罪被害人等基本法に規定する「犯罪被害人等」の定義と合わせた規定としています。</p>

Ⅳ 具体的施策

番号	意見内容（要旨）	意見に対する考え方
第1 損害回復・経済的支援等への取組（3件）		
1	<p>警察の捜査が入っている程度の要件をみたせば、一定額を、用途を問わず速やかに支給できる見舞金制度が必須であり、金額は最低限の引越し費用を賄える程度、30万円は必要だと考える。</p> <p>弁護士費用の貸付け（加害者から回収できた場合のみ償還要。）などもあってよい。</p>	<p>犯罪被害人等を対象とした見舞金については、本県では19市町すべてで制度化されており、犯罪行為により一定の負傷又は疾病を負った場合には、傷害見舞金として10万円支給されることとなっております。</p> <p>これについては、制度を導入している他県の市町村の多くと同様の要件、金額となっております。</p> <p>また、弁護士費用の貸付については全国的にも実施されていない状況です。</p> <p>今後も、国の動向や他県の支援状況等について注視してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>(1)「損害賠償の請求についての援助等」</p> <p>金沢弁護士会で、犯罪被害人支援法律相談（初回相談無料）を実施しており、当該法律相談に関する情報提供も行ってほしい。</p>	<p>金沢弁護士会の取組に関する情報提供については、(1)⑨「市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度に関する情報提供」に含んでおります。</p>
3	<p>(3)「居住の安定」</p> <p>「市町に対する市営・町営住宅への優先入居に関する働きかけ」も施策に含めてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、市町に対して県の取組を紹介し、市町における制度の浸透に努める旨を追記しました。</p>

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（3件）		
1	<p>(1) 「⑧学校へのスクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣」</p> <p>スクールカウンセラーの配置について、特別支援学校の記載がされていない。 また、公立高校についても、公立小中学校同様、全校に配置が必要。</p>	<p>特別支援学校では、より専門性の高い知識等を要するため、校内支援体制を充実させることにより対応しており、緊急に必要な場合は、スクールカウンセラーを派遣し、対応しています。</p> <p>県内の公立高等学校へは概ね配置しており、未配置校に対しては、近隣の県立教育支援センターから派遣し、対応しています。</p>
2	<p>(2) 「②子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止」</p> <p>「13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、当該出所者の定期的な所在確認を実施します。」とあるが、14歳や15歳の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者についても、放置するのではなく、同様の対処が必要であるため、「13歳未満」を削除すべき。</p>	<p>この措置は、原則として13歳未満の子供を被害者とした暴力的性犯罪で服役して出所した者を対象として講じられているため、そのままの表現とさせていただきます。</p>
3	<p>(2) 「⑧犯罪被害者に関する情報の保護」</p> <p>「犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。」とあるが、個人情報保護法も踏まえ、氏名だけでなく、年齢、性別・住所・学校や勤務先等の情報についても、配慮が必要な場合が少なくないので、「氏名等」とすべき。</p>	<p>犯罪被害者等の氏名のほか年齢等といった個人情報にも配慮していることから、いただいたご意見のとおり修正しました。</p>
第4 支援等のための体制整備への取組（3件）		
1	<p>(1) 「⑳養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化」</p> <p>「養」は不要な文字と思われるので、削除してほしい。</p>	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する定義に基づく記載であり、そのままの表現とさせていただきます。</p>

2	<p>(1) 「⑤犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実」</p> <p>「犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、英文による情報提供を行う」とあるが、英文だけでなく多言語対応が必要。</p>	<p>犯罪被害者等支援に関するサイトでは英語のほか中国語による情報提供を掲載しており、ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所の記載を「英文等」と修正するとともに、今後他の言語による掲載に努めます。</p>
3	<p>(3) 「民間の団体に対する援助」</p> <p>犯罪被害者支援等を行う民間団体は、役割の重要性に比して財政的基盤が脆弱な状態と聞いており、石川県において財政的基盤の確立へ向けて協力頂くとともに、本計画においても、可能な限り具体的に財政的基盤確立に向けた施策を盛り込んでほしい。</p>	<p>(3) ①「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実」で「犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、財政的・人的基盤の確立に向けて協力します。」と記載しております。</p>
<p>第5 県民の理解の増進への取組（1件）</p>		
1	<p>「⑤子どもへの暴力防止のための取組」</p> <p>いじめでも、性暴力でも、自分が被害を受けた場合・友達が被害に直面した場合に、どのような相談先がありどう対処したらよいかを教えないければ、泣き寝入りや深刻化を招いてしまいます。「信頼できる大人に相談や支援を求められるよう」に教育すべき。</p>	<p>子どもが現在起きている危機的な状況等に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め支援ができるようにすることを目的に、各学校が「SOSの出し方に関する教育」を推進しており、その旨説明を追記しました。</p>
<p>全体（1件）</p>		
1	<p>「石川県犯罪被害者等支援条例」を資料として掲載してほしい。</p>	<p>資料として「石川県犯罪被害者等支援条例」を掲載しました。</p>